

原議保存期間	20年(令和26年3月31日まで)
有効期間	一種(令和26年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各地方機関の長
各附属機関の長

警察庁丁企画発第538号
令和5年11月6日
警察庁長官官房企画課長

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令の公布について（通達）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令（令和5年政令第315号。以下「改正令」という。）が本日公布され、令和6年4月1日から施行されることとなった。

改正令の内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正令の内容

(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正

改正法により、自動車運転代行業者は、自動車運転代行業約款を定め、又は変更したときは、一定の場合を除き、当該自動車運転代行業約款を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないとされたこと等に伴い、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）で定める自動車運転代行業に係る営業の停止の基準に関する規定を整備した。

(2) その他の政令の一部改正

改正法の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）について、所要の規定の整理を行った。

(3) 経過措置

改正令の施行前にした行為に付する自動車運転代行業の営業の停止の基準に係る点数については、なお従前の例によることとした。

2 参考

改正法の施行に伴い、内閣府令等についても改正を予定しており、その内容や留意事項等については別途指示することを予定している。